

保護者 様

北海道大谷室蘭高等学校
校長 竹本 将人

出席(登校)停止について(通知)

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法により他の生徒に感染するおそれのある期間は出席(登校)できないことになっております。

必ず医師の診断及び治療を受けられ、下記の「感染症診断通知書」が渡されましたら、その「感染症診断通知書」を出席(登校)した際、HR 担任に提出させて下さい。

なお、出席(登校)停止になった期間は、欠席とはみなされません。

※病(医)院によっては、下記「診断通知書」を記入する際に、文書料として有料になる場合がありますのでご承知おき下さい。

病 名	出席(登校)停止の期間(基準)
1 インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
2 コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 1 日を経過するまで
3 百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
4 麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
5 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
6 風疹	発疹が消失するまで
7 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
8 咽頭結膜炎	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
9 結核および髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
10 溶連菌感染症およびマイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎等	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※上記(1~9)の第 2 種学校感染症は、表の基準の他、症状により医師から感染のおそれがないと認められた時は、登校可能になります。

専門医 様

●現在罹患している疾病が治癒し、又は他の生徒に感染するおそれなくなりましたら、保護者又は生徒に「出席(登校)してもよい」旨を伝え、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

-----切り取り線-----

感 染 症 診 断 通 知 書

生徒氏名 年 組 番 氏名 _____

病 名 _____ 診断日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の生徒の疾病は治癒し、又は他の生徒に感染するおそれがないと認められますので通知します。

出席(登校)してもよいと認められる日 _____ 月 _____ 日から

病(医)院名・医師氏名 _____

※ 提出先 ご家庭 ⇒ HR 担任(出席簿で期間確認) ⇒ 教務 ⇒ 保健室